

大田原市告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、大田原市建設部道路課において一般の縦覧に供する。

縦覧の期間 令和8年3月31日から

令和8年4月13日まで

令和8年3月31日

大田原市長 相馬 憲一

記

1 市道路線の供用開始について

路線番号	路線名	区間	供用開始年月日
1009	中田原那須塩原駅線	町島 31 番 1 地先から	令和8年3月31日
		富池 741 番 5 地先まで	
1011	旧東野鉄道線	中田原 810 番 38 地先から	
		佐良土 544 番 33 地先まで	
1017	ライスライン金田線	北金丸 1855 番 10 地先から	
		今泉 573 番 1 地先まで	
2055	鹿畑品川線	鹿畑 397 番 1 地先から	
		蛭田 1989 番 7 地先まで	
2063	ふれあいの丘福原南部線	福原 1423 番 1 地先から	
		福原 1938 番 281 地先まで	
14005	中田原5号線	中田原 1248 番 6 地先	
		荒井 72 番 1 地先	
16305	倉骨5号線	倉骨 584 番地先から	
		倉骨 771 番地先まで	